

**高松市・塩江町合併協議会**  
**第 1 3 回 会 議 資 料**

日 時：平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日（水）

午前 9 時 3 0 分

場 所：高松市役所 1 3 階 大会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 4 0 号	建設計画（協定項目第 2 5 号）について （第 1 1 回会議提案：継続協議）-----	1
協議第 4 1 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	2
協議第 4 2 号	商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号） について（第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	3
協議第 4 3 号	建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について について（第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	6
協議第 4 4 号	その他の事業（過疎地域の指定及び計画） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	9
協議第 4 5 号	その他の事業（情報公開制度） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 0
協議第 4 6 号	その他の事業（外部監査制度） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 1
協議第 4 7 号	その他の事業（ケーブルテレビ事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 2
協議第 4 8 号	その他の事業（水問題対策） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 3
協議第 4 9 号	その他の事業（塩江町老人福祉センター） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 4
協議第 5 0 号	その他の事業（各種スポーツイベント事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 5
協議第 5 1 号	その他の事業（農業経営者協会） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 2 回会議提案：継続協議）-----	1 6

協議第 5 2 号	地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について-----	1 7
協議第 5 3 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 7 号）について -----	2 2
協議第 5 4 号	その他の事業（契約制度） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	2 6
協議第 5 5 号	その他の事業（集会所等設置補助事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	2 7
協議第 5 6 号	その他の事業（青少年健全育成事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	2 8

（ そ の 他 ）

住民説明会について -----	2 9
高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	2 9

協議第40号（第11回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第25号）について

建設計画（協定項目第25号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第25号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第41号（第12回会議提案：継続協議）

合併の期日（協定項目第2号）について

合併の期日（協定項目第2号）を次のとおり決定することについて、改めて協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第2号	合併の期日
合併の期日は、平成17年9月26日とする。		

平成16年10月20日 確認

協議第42号(第12回会議提案:継続協議)

商工・観光関係事業(協定項目第24-14号)について

商工・観光関係事業(協定項目第24-14号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-14号	商工・観光関係事業
<p>(前回提案分)</p> <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。 塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。</p> <p>(今回修正案)</p> <p>観光関係事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。 塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。</p>		

平成16年10月20日 確認

(資料)

## 商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「商工・観光関係事業の取扱い」が協議された市 8市

### 新潟市

黒埼町商店街整備事業費補助金については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町独自の補助制度のうち、

- 1 駐車場借上料補助金は、新潟市の制度として取込む。
- 2 街路灯県道道路占用料補助金は、当分の間、現行のとおりとする。
- 3 大野町活性化推進委員会が現在行っている大野地区の商店街活性化のための調査研究事業については、当該事業終了までは、現行のとおりとする。（ただし、新潟市制度適用の方が有利な場合は、この限りではない。）黒埼町の以下の制度については、借入残金のある間は、返済終了まで存続する。中小企業特別融資、商工業近代化資金、持家住宅建設資金貸付黒埼町の工場誘致条例の適用を受けている事業所については、不均一課税相当分の税額を工場建設促進助成金として交付する。

### 廿日市市

- 1 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合するものとする。
- 2 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

### 新発田市

- ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。
- イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。
- ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

## 商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、商工・観光関係事業について確認された市の事例

##### 秋田市

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

##### 岐阜市

###### 1 中小企業制度融資

- (1) 制度融資については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、羽島市、笠松町、北方町及び岐南町の合併前の債務残高は、完済まで金融機関へ預託等を行うものとする。
- (2) 制度融資の借入時に中小企業が支払う信用保証料を、市町が助成する信用保証料補給制度については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。
- (3) 制度融資の返済時に中小企業が支払う利子を、市町が助成する利子補給制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。

###### 2 観光・イベント事業

- (1) まつり・イベントについては、現行のとおりとするものとする。

##### 豊田市

- 1 観光イベントは、全市的なものや地域的なものを整理し、特色あるイベントは当面、存続する。なお、イベントの内容により、実施主体等を合併時までに検討する。
- 2 商工業者事業資金は、合併時に豊田市の制度に統一する。信用保証料補助金は、合併時に豊田市の制度に統一する。

##### 鹿児島市

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。



協議第43号(第12回会議提案:継続協議)

建設関係事業(協定項目第24-16号)について

建設関係事業(協定項目第24-16号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-16号	建設関係事業
<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。</p> <p>水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。</p>		

平成16年10月20日 確認

(資料)

## 建設関係事業(協定項目第24-16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「建設関係事業の取扱い」が協議された市 6市

### 廿日市市

- 1 佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- 2 各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施することとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めることとする。

### 呉市

#### (まちづくり建設事業)

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 町道、公園、住宅、漁港施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

### 新居浜市

#### (建設事業)

- 1 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- 2 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- 3 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

#### (公営住宅等事業)

- 1 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする。

### 新発田市

- ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。
- イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。
- ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 建設関係事業（協定項目第24-16号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、建設関係事業の取扱いについて確認された市の事例

##### 岐阜市

都市計画については現行のとおりとし、合併後、速やかに都市計画区域の再編等を検討するものとする。

##### 堺市

###### （都市計画関係）

公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

コミュニティバス運行については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

開発協力金の徴収については、廃止する。

###### （土木・公園関係）

交通安全対策関係、違法駐車等防止、交通安全教育等については、堺市制度で実施する。

##### 高知市

###### （道路・河川）

1 鏡村及び土佐山村の管理する村道・河川は、高知市に引き継ぐものとする。

2 道路維持管理に伴う地元施行分は、当面、高知市域は現行の取扱いを継続し、鏡村及び土佐山村の区域は鏡村の現行制度を基本に取扱うものとする。

ただし、合併後、早期に取扱いを検討し、制度の統一を図るものとする。

3 道路占用料は、高知市の制度を適用するものとする。

###### （公営住宅）

1 鏡村及び土佐山村の公営住宅、特定公共賃貸住宅並びに土佐山村の普通住宅は、高知市に引き継ぐものとする。

2 公営住宅の家賃は、平成19年度まで、合併前において適用された立地係数及び利便性係数を用いて算定することとし、平成20年度以降の家賃算定については、高知市の係数を用いることとするが、なお、国、県の動向により調整する。

3 特定公共賃貸住宅及び普通住宅の家賃は、平成19年度まで現行のまま据え置くものとするが、平成20年度以降については、公営住宅の家賃との均衡を図りながら改めて調整する。

協議第44号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(過疎地域の指定及び計画)(協定項目第24-24号)  
について

その他の事業(過疎地域の指定及び計画)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(過疎地域の指定及び計画)
過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定(市町村の合併があった場合の特例)に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。		

平成16年10月20日 確認

協議第45号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(情報公開制度)
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成16年10月20日 確認

協議第46号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(外部監査制度)
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成16年10月20日 確認

協議第47号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(ケーブルテレビ事業)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(ケーブルテレビ事業)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(ケーブルテレビ事業)
塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。		

平成16年10月20日 確認

協議第48号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(水問題対策)
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成16年10月20日 確認



協議第49号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(塩江町老人福祉センター)(協定項目第24-24号)  
について

その他の事業(塩江町老人福祉センター)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(塩江町老人福祉センター)
塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。		

平成16年10月20日 確認

協議第50号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(各種スポーツイベント事業)(協定項目第24-24号)  
について

その他の事業(各種スポーツイベント事業)(協定項目第24-24号)を  
次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(各種スポーツイベント事業)
<p>各種スポーツイベント事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続 するものとする。</p>		

平成16年10月20日 確認

協議第51号(第12回会議提案:継続協議)

その他の事業(農業経営者協会)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(農業経営者協会)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(農業経営者協会)
塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。		

平成16年10月20日 確認

協議第52号

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第6号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市塩江地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の塩江町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市塩江地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成17年9月26日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と塩江町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と塩江町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 塩江町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成17年9月26日から施行する。

(資料)

## 地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いについて協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

- 1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。
- 2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- 1 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

##### 長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

##### 堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

##### 倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

##### 松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次項のとおり定める。



協議第 5 3 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。</p>		

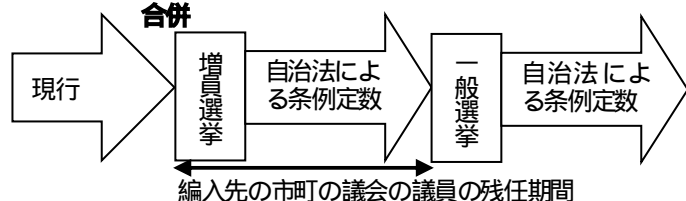
平成 年 月 日 確認

(資料)

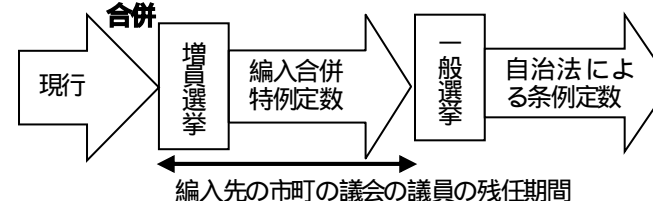
**編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて**

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙( )を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙( )を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × ( 編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口 ) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

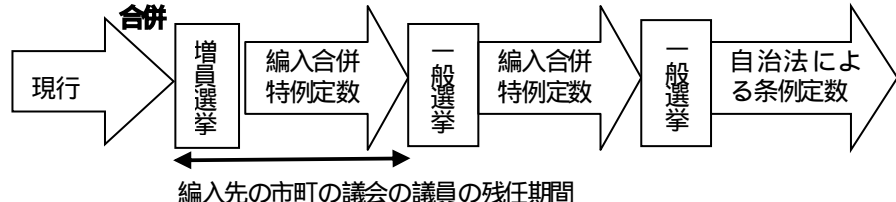
【パターン 〇 /原則】



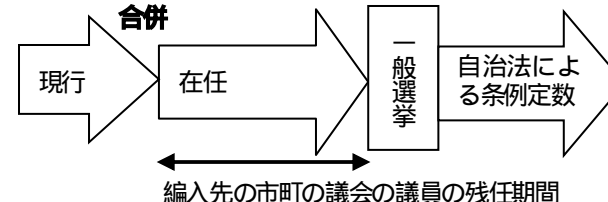
【パターン 〇 /定数特例】



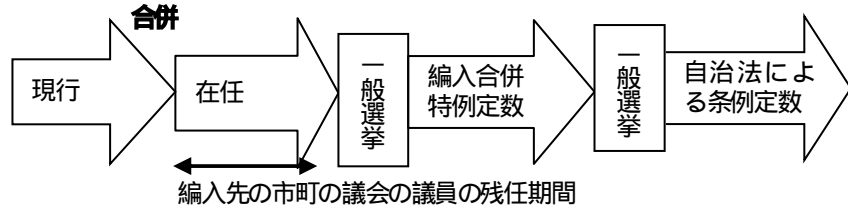
【パターン 〇 /定数特例+定数特例】



【パターン 〇 /在任特例】



【パターン 〇 /在任特例+定数特例】



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

## 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

### 新潟市（在任）

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

### 福山市（定数）

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

### 呉市（定数）

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

### 新居浜市（在任+定数）

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

### 新発田市（在任）

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

## 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、現在、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

##### 長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

##### 岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

##### 豊田市（定数 + 定数）

###### 1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

###### 2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

##### 倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

##### 高知市（定数 + 定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第54号

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（契約制度）
契約制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第55号

その他の事業（集会所等設置補助事業）（協定項目第24-24号）  
について

その他の事業（集会所等設置補助事業）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（集会所等設置補助事業）
集会所等設置補助事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第56号

その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（青少年健全育成事業）
<p>青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

5 その他

(1) 住民説明会について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 1 4 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 1 1 月 上旬

(イ) 場所 未 定



(別紙1)

## 住民説明会について

### 1 目的

高松市・塩江町合併協議会において示された「建設計画(案)」をはじめ、協議会で協議してきた合併協定項目等の内容について住民に説明するとともに、直接意見を聴取し、建設計画の作成など、今後の合併協議に反映させるために開催した。

### 2 実施主体

塩江町

### 3 開催日時等

日 時	場 所	参加者数
平成16年 9月28日(火)午後7時～	上西小学校体育館	18名
平成16年 9月30日(木)午後7時～	塩江小学校体育館	20名
平成16年10月 3日(日)午後7時～	塩江町役場大会議室	13名
平成16年10月 6日(水)午後7時～	奥の湯温泉	22名
平成16年10月 7日(木)午後7時～	塩江町役場大会議室	17名
平成16年10月 8日(金)午後7時～	塩江中学校体育館	24名

### 4 . 主な質問・意見等

区 分	質問・意見等
行政全般	現在、役場で行っている手続は、支所で処理できるのか
	香川郡の状況を考えると、塩江町単独ではなく、香川郡3町合意による運動公園の整備など、広域的な開発・整備を考える必要があるのではないか。
	なぜ、合併の時期を9月まで延ばさなければならないのか。
	高松市長と塩江町住民の懇談会を開催できないのか。
	計画に、土地利用計画を示すべきではないか。

区 分	質 問 ・ 意 見 等
議員・特別職 の職員	議員の任期・報酬・定数はどうなっているのか。
	議員の取扱いについて、高松市から定数特例の提案があった旨の報道がなされていたが、特例を採用すべきではないと思う。
	町長など特別職はどうなるのか。何らかの形で残れば、何かと相談できると思う。
健康・医療・ 福祉	塩江病院の存続を強く要望する。
	塩江病院の耐震診断はどうなっているのか。また、今後も温泉病院として経営していくのか。
	計画に「老人福祉センターの機能の活用」とあるが、どのようなものか。
防災	現在、灌漑用水路を地元で管理しているが、耕作者が高齢化し、管理が難しくなっている。消防用水として、町で管理してもらえないか。
	計画に「地域防災無線システムの構築」とあるが、どのようなものか。
教育・文化	通学援助に期限はあるのか
	小学校の統廃合はどうなっているのか。
	小学校の統合によって廃校となる小学校を、避難場所にしてはどうか。
	計画に「中学校の校舎等の整備」とあるが、どのようなものか。
	計画に「スクールバスの運行」とあるが、どういうものか。
	休校となっている戸石分校の活用について、どのように考えているのか。キャンプ場としての活用も検討してはどうか。
	保育所統合により廃止となった保育所の跡地を遊技場にする話はどうか。
	保育所の跡地利用の計画はどうなっているのか。
	市民が家族で来て遊べるような芝生広場をホテルと文化の里の山手側に整備をすれば、イベントも開催できるし良いのではないか。

区 分	質問・意見等
産業	観光協会への補助金はどうなるのか。また、事務局等の体制はどうなるのか。
	土地改良区の問題はどうなるのか。
土木	町道の維持・管理はどうなるのか。
	砂防堰堤の整備後の飲料水導入に対する補助はどうなるのか。
	計画に「橋梁整備（後川地区）」とあるが、どのようなものか。
	保育所へは、潜水橋を渡らなければならず、危険である。どのような対応を考えているのか。
交通	町営バスの運行期限はあるのか。
	高校生を送り迎えしている親が多いが、公営バスを仏生山駅まで運行できないものか。
コミュニティ	連合自治会の設立の案内があったが、どのようなものか。
その他	閉鎖されているホテルを町で買収し、活用を図ってはどうか。